概要版

清須市高齢者福祉計画
第6期介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月

清　須　市

計画策定にあたって

わが国では、平成 27 年までに団塊の世代が高齢者となり、高齢者数の急増が予想されています。一方で、出生率の低下による少子化の進行等により人口減少社会を迎えています。このような状況に対応しながら、急増する高齢者が健やかに暮らせる安全で安心なまちを築いていくためには、予防重視型の施策をはじめ、様々な高齢者施策を効果的に展開していく必要があります。

今後、制度の持続可能性を維持しながら、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、地域の一員として社会参加をしながらいきいきと暮らし続けることができるような地域社会をめざして準備を進めていくために高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に扱う「清須市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」を策定します。

計画の性格

この計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込み量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８の規定による老人福祉計画と位置づけられます。

介護保険事業計画は、介護保険事業運営の基礎となる事業計画であり、介護保険法第 117 条に規定された計画です。今回は第６期にあたり、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間が対象となる期間です。

計画の期間

高齢者をとりまく現状と課題

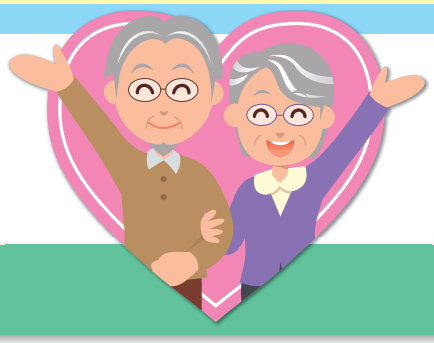

高齢者人口の状況

本市の総人口は増加傾向にあり、平成 26 年には 66,488 人となっています。また、高齢者人口（65 歳以上）も増加しており、高齢化率でみると 22.5％となっています。

今後、総人口は減少傾向となっていますが、高齢化率は平成 27 年以降増加傾向となっています。

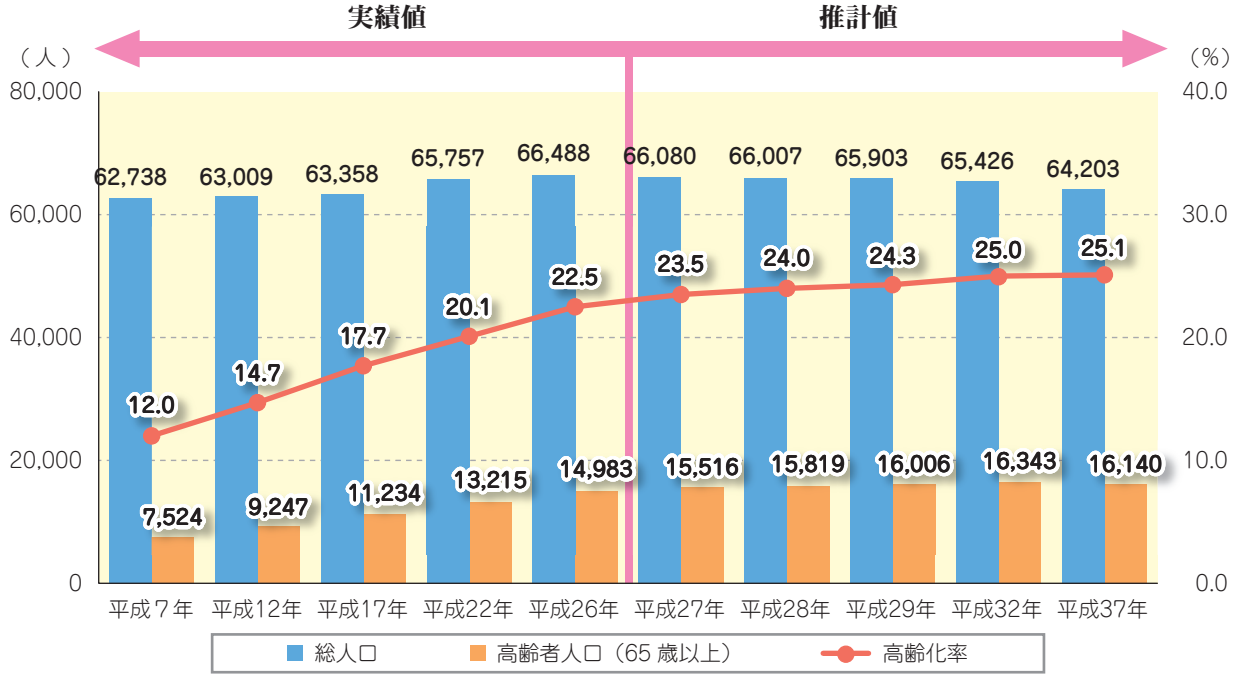

要支援・要介護認定者の状況

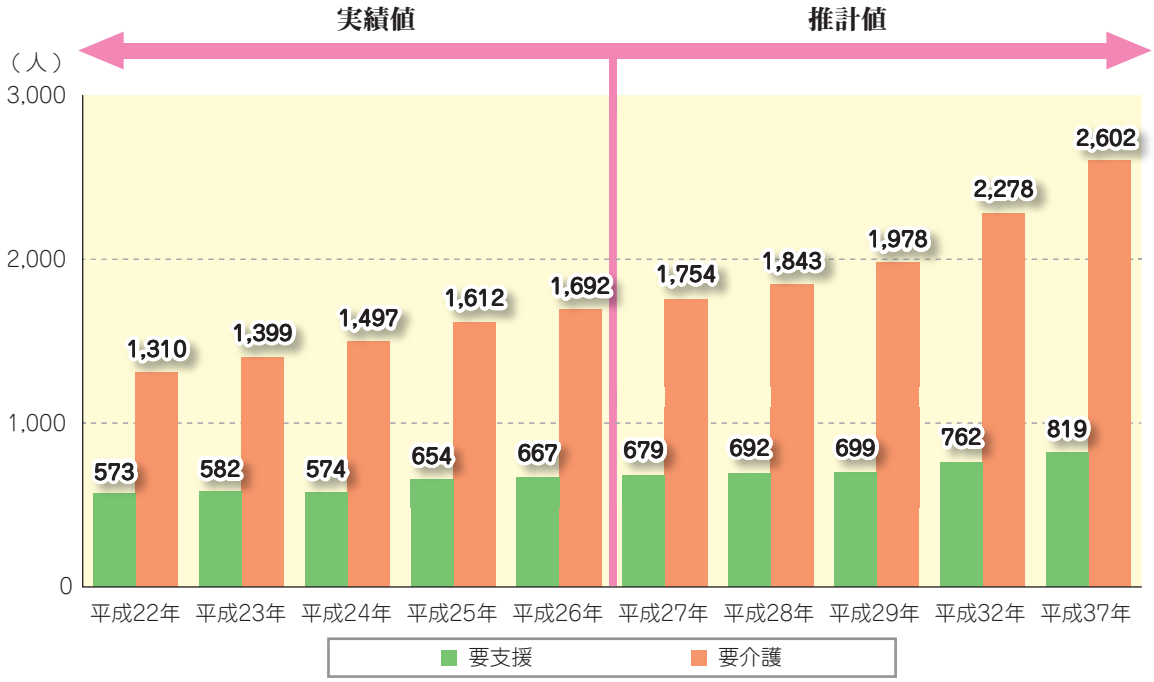

グランドデザイン

計画の基本的な考え方

住み慣れた地域で高齢者が健康を保持し、日々の暮らしや地域との関わりの中で、元気に、また尊厳のある自立した暮らしができるよう、環境の整備、介護予防の充実を進め、さらには介護が必要になった場合でもシームレスに安心できるサービス供給体制を構築し、市民一人ひとりが支え合い福祉の担い手になるような地域づくりにより、生涯現役として暮らしていける元気なまちの実現をめざします。

具体的には、高齢者自身による健康増進などの「自助」、社会参加や生活支援などの地域における「互助・共助」、介護保険給付や医療サービスなどの「公助」を無理のないバランスで組み合わせた高齢者施策を展開します。今後、およそ 10 年後は団塊世代が後期高齢者になり、およそ 25 年後には団塊ジュニア世代が高齢者になるなど、高齢化はより一層進展し、高齢者が高齢者を支える時代が到来します。これを見据え、長期的な視点に立ち、財政的にも社会的にも持続可能な支え合いの仕組みづくりを行います。

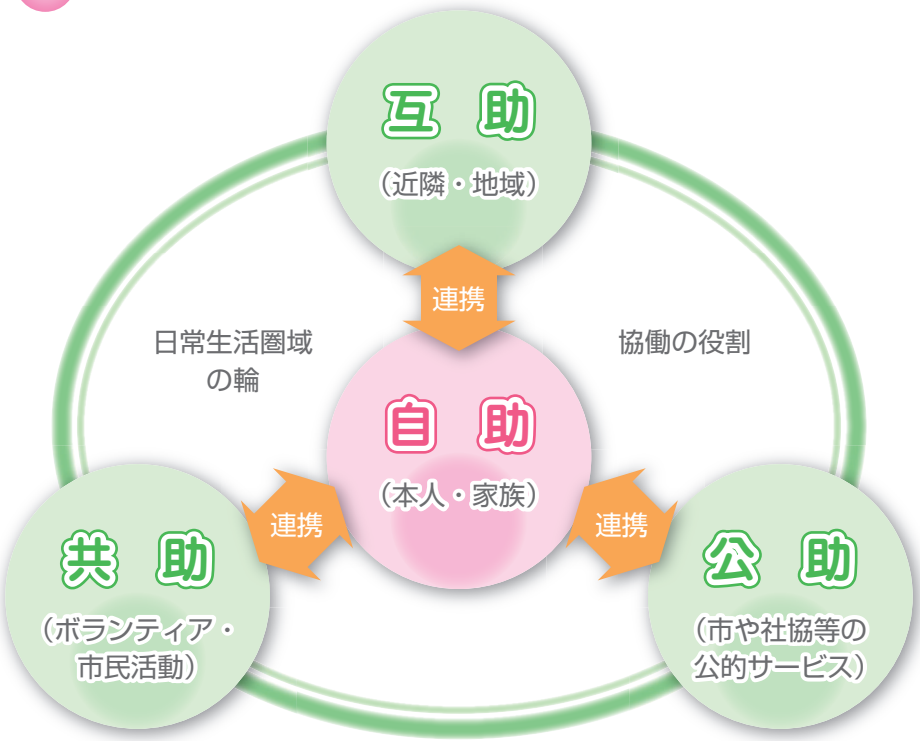

1 重点的取り組み

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢で医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいが地域において切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

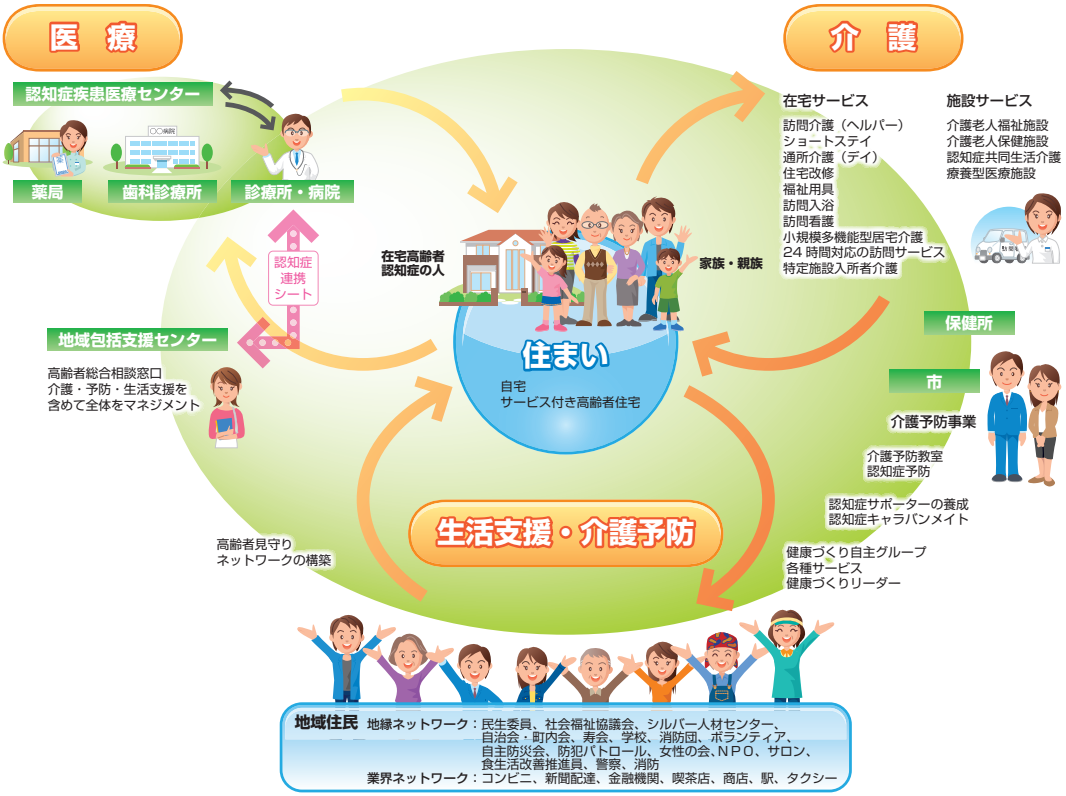

2 在宅医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を推進します。

3 認知症施策の推進

認知症施策推進５か年計画「オレンジプラン」(平成 25 ～ 29 年度)に則り計画を推進し、愛知県の示す「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」を参考に地域包括ケアシステムを構築していきます。

4 官学連携による介護予防施策の推進

理学療法士・作業療法士を養成している学校と連携を図り、介護予防教室を実施し、教室実施後自主グループを育成していきます。

5 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の充実により、多職種連携や医療と介護の連携を図っていきます。

6 生活支援サービスの体制整備

介護予防事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア等地域の多様な主体を活用して高齢者を支援、また、高齢者が支え手となっていく等地域の人材を活用できる体制を整備します。

2 認知症のケアパス

【認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービスの流れ図）】

認知症の進行	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
本人の様子 （見られる症状や行動の例） ※注意 認知症の原因となる疾患や身体の状況などにより、経過は異なり、記載されている症状が必ず出るとは限りません。今後を見通す参考にして下さい	□物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類の作成を含め、日常生活は自立	□買い物やお金の管理にミスが見られるが、日常生活はほぼ自立 □新しいことがなかなか覚えられない □料理の準備や手順を考えるなど、状況判断が必要な行為が難しくなる
やっておきたい・決めておきたいこと （本人・ご家族へのお願い）	□認知症を予防するため、規則正しい生活を心がけたり、地域の交流の場などへのお出かけを増やしましょう □認知症に関する正しい知識や理解を深めましょう □今後の生活設計（介護、金銭管理など）について考えてみましょう	□ 医療や介護について知りましょう 認知症を引き起こす病気により今後の経過 周囲が適切に対応することにより、穏やか □ 失敗しないように手助けをしましょう 今までできたことが少しずつできなくなり きるだけ失敗をさせない対応と、失敗の影 □ 介護保険サービスなどを利用しましょう 早めに介護保険サービスを利用して、がん る時間も必要です。また、認知症のことを る場を持つことも重要です。
主なサービスの例：相談		
主なサービスの例：介護予防・悪化予防	高齢福祉課が開催している介護予防教室、寿会、サロン、体操・認知症予防自主 特技や趣味を生かして活躍できるシルバー人材センター、ボランティアなど	
主なサービスの例：他者とのつながり支援、仕事、役割支援	高齢福祉課が開催している介護予防教室、寿会、サロン、福祉センターなど 特技や趣味を生かして活躍できるシルバー人材センター、ボランティアなど	
主なサービスの例：安否確認・見守り	高齢者等見守り活動、民生委員、認知 災害時要援護者登録事業	
主なサービスの例：生活支援	配食サービス、老人福祉車購入補助、老人無料入浴制度など ホームヘルパー派遣、在宅老人デイサービス	
主なサービスの例：身体介護		
主なサービスの例：医療	診療所（もの忘れ相談医）、認知	
主なサービスの例：家族支援	地域包括支援センター総合相談、	
主なサービスの例：権利を守る	日常生活自立支援事業	
主なサービスの例：住まい	自宅、ケアハウス、	

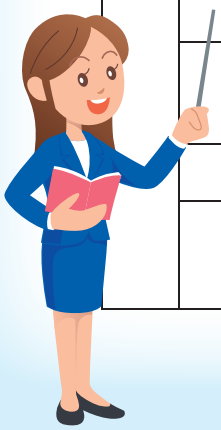

介護認定を受けていると使えるサービス

介護認定を受けなくても使えるサービス

認知症の進行（右に行くほど発症から経過し進行している状態）

誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
□服薬管理ができない □電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい □たびたび道に迷う □買い物やお金の管理などこれまでできてきたことにミスが目立つ	□着替えや食事・トイレ等がうまくできない □財布などを盗られたと言いだす □自宅がわからなくなる □時間・日時・季節がわからなくなる	□言葉によるコミュニケーションが難しくなる □声かけや介護を拒む □ほぼ寝たきりで意志の疎通が困難である □飲み込みが悪くなり食事に介助が必要

や介護の方法が異なります。間違った対応は本人の症状を悪化させる原因となる危険性があります。
な経過をたどることも可能です。

失敗が増えてきます。「失敗をして自信を喪失した」「失敗をして怒られた」といった体験は認知症の症状を悪化させることもあるので、で
響を最小限にするさりげないフォローをしましょう。

ばりすぎない介護を心がけましょう。介護者があってこその介護です。家族の方は自分のことや健康を大切にしましょう。介護者が休息す
隠さないで身近な人に伝え、理解者や協力者を作りましょう。同じ立場の人の集まり（家族会など）で、話を聞いたり自分の気持ちを話せ

地域包括支援センター

ケアマネジャー

グループなど

通所介護（デイサービス）、訪問介護

訪問介護

通所介護（デイサービス）、訪問介護

訪問介護

福祉カフェ

症サポーター、救急医療情報キット配布事業（独居高齢者）、徘徊高齢者登録事業など

業（70 歳以上の独居、高齢者世帯、要介護３～５の要介護高齢者など）

緊急通報システム（独居の方）

通所介護（デイサービス）、訪問介護

訪問介護

非課税世帯の要介護３～５であり、寝たきり高齢者又は認知症高齢者へ家族介護用品購入（オムツ等）の助成等

通所介護（デイサービス）、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

訪問介護

訪問入浴介護

症疾患医療センター、認知症地域ネットワーク連携シート、歯科診療所、薬局

訪問看護

介護者のつどい・介護者リフレッシュ事業・介護講座（地域包括支援センター）

福祉カフェ

成年後見制度

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホームなど

グループホーム、介護老人保健施設、介護老人福祉施設など

3 基本目標

基本目標１　ふれあいがあり人にやさしいまち

- 高齢者の生きがい対策の推進・社会参加の促進
- 高齢者の就労促進
- 高齢者の見守り・地域支え合いの推進
- 認知症高齢者の支援体制の整備

基本目標２　元気が出る健康なまち

- 介護予防事業の推進
- 健康の維持増進
- 在宅医療・介護の連携

基本目標３　安全で安心なまち

- 住み慣れた在宅生活への支援
- 安心・安全な住環境の整備
- 施設福祉サービスの充実

基本目標４　災害に強いまち

- 緊急時システムの整備
- 災害対策への取り組み

基本目標５　介護保険の円滑な実施

- 介護保険事業に関する基本的な考え方
- 介護保険サービス推計の基本的な考え方
- サービス事業量の見込み

今期制度改正のポイント

今後益々介護が必要な高齢者の数が急増するとみられるため、これに備えるべく、国は介護保険法を改正しました。その方向性としては、介護保険は一部給付が縮小され、市区町村が行う地域支援事業の重要度が増すなど、大きな見直しが行われています。改正は多岐にわたりますが、特に重要な点について、以下にまとめました。
※施行日は改正事項により異なります。

① 要支援者の訪問介護と通所介護が「新しい総合事業」へと移行

平成29年4月から

現在「要支援１・２」の認定者の方は、全国一律の基準で所定の介護サービスを受けることができます。この「要支援」を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、「市区町村が取り組む地域支援事業」に移行することになりました。

② 低所得者の保険料負担を軽減

平成27年4月から

低所得者については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図ることになりました。

③「特別養護老人ホーム」への入所は要介護３以上とする

平成27年4月から

今回の制度改正では入所条件を厳格化し、原則、新規入所は要介護３以上の人に限定されます。ただし、現在すでに特別養護老人ホームに入居中の方は、要介護１・２であっても、引き続き入所することが可能です。

④ 所得が一定以上の場合、利用料の自己負担を２割とする

平成27年8月から

改正後は一部の「一定以上の所得がある」利用者について２割の負担が課されることになります。「一定以上の所得がある」とは、合計所得金額 160 万円以上（単身で年金収入のみの場合、280 万円以上）が基本となります。

⑤ 施設サービスの補足給付の見直し

平成27年8月から

低所得者が施設サービスを利用した場合の食費・居住費に対する補足給付について、対象基準を厳格化し、利用者の預貯金・有価証券などの資産、世帯分離した配偶者の課税所得を勘案した上で、給付対象となるかを判断するとされています。

⑥ サービス付き高齢者向け住宅も住所地特例の対象とする

平成27年4月から

現在、サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当しても住所地特例の対象外ですが、今後は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象となります。

介護（予防）給付の見込み

標準給付費および地域支援事業費の見込み

標準給付費（介護保険にかかる総費用）と地域支援事業にかかる費用を次のとおり見込みます。

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合　計
標準給付費	3,916,902	4,181,553	4,456,221	12,554,676
地域支援事業費	64,795	69,266	135,721	269,782

保険給付費の財源について

【介護給付費（施設分）】

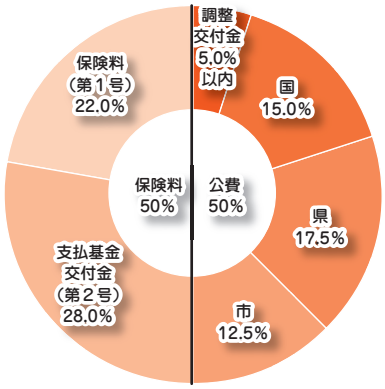

【介護給付費（その他分）】

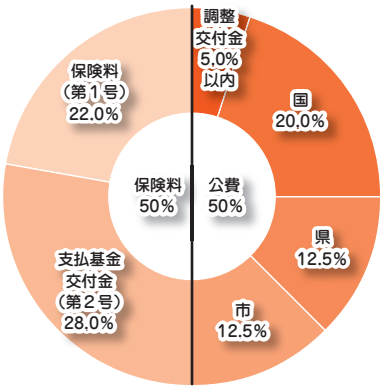

介護保険料

第 1 号被保険者保険料基準額の算出

保険料基準額月額は、次の計算により算出します。

保険料基準額月額＝総事業費 × 第 1 号被保険者負担割合（22%）÷ 予定保険料収納率（95%）÷ 第 1 号被保険者数 ÷12 か月

※上記計算式に、介護給付費準備基金取崩と調整交付金等を考慮します。

平成 24 ～ 26 年度の保険料基準額（月額）
4,898 円

→

平成 27 ～ 29 年度の保険料基準額（月額）
4,984 円

所得段階別介護保険料

保険料段階の設定においては、段階を細分化により 10 段階とし、本人の負担能力に応じた保険料設定になっています。

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合（平成 27 年度・28 年度）	基準額に対する割合（平成 29 年度予定）
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.45	基準額 ×0.3
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.7	基準額 ×0.5
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.75	基準額 ×0.7
第４段階	世帯内に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.88	基準額 ×0.88
第５段階	世帯内に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超の方	基準額	基準額
第６段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.25	基準額 ×1.25
第７段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	基準額 ×1.3
第８段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が190万以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	基準額 ×1.5
第９段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.6	基準額 ×1.6
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.7	基準額 ×1.7

平成 37 年度の介護保険料の推計

第６期介護保険事業計画の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年度を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要であることからサービス水準等を推計します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総人口（人）	66,080	66,007	65,903	65,426	64,203
65 歳以上（人）	15,516	15,819	16,006	16,343	16,140
要介護（支援）認定者数（人）	2,392	2,488	2,597	2,918	3,287
高齢化率（%）	23.5	24.0	24.3	25.0	25.1
総給付費（千円）	3,659,600	3,901,864	4,152,055	4,718,276	5,533,006
保険料基準月額	4,984 円			5,800 円程度	6,900 円程度

※平成 32、37 年度の保険料については、サービスの種類や介護報酬が現行のまま継続するものと仮定して試算しています。
（準備基金取崩額　100,000,000 円・保険料収納率　96%）

主な高齢者福祉サービス一覧

サービス・事業名	内　　容
介護用品支給事業	寝たきり高齢者等に介護用品（紙おむつ等）を支給します。（平成 27 年度中に所得制限を導入する予定） ○助成額 7,000 円 / 月（支給利用券を発行）
寝具洗濯乾燥事業	掛布団及び敷布団の乾燥、掛布や敷布等のクリーニング、寝具類のリースを 1 人につき月２回以内で実施します。 ○一部負担金 300 円 / 回
老人住宅改善費補助事業	日常生活を営む為に、居室・浴室・トイレ等の改善に要する経費の一部を助成します。 ※事前に申請が必要です。 ○補助額 対象改善費用 ×1/2（最高 30 万円）
日常生活用具給付等事業	身体が虚弱な高齢者で日常生活に支障がある一人暮らし高齢者等に対し、短期的に在宅で特殊寝台が必要な場合、60 日を限度として貸与します。また、一人暮らし老人を対象に電磁調理器・自動消火器を給付します。 ○一部負担金 特殊寝台 1,200 円 / 月、自動消火器 3,090 円 / 台、電磁調理器 4,540 円 / 台
配食サービス事業	調理が困難な高齢者等に対して、毎週月曜日から金曜日の昼食及び夕食の宅配を行います。 ○自己負担額 1 食あたりの単価から市負担金（190 円）を控除した額
ショートステイ事業	高齢者を介護している家族の緊急やむを得ない理由により介護できない場合、高齢者の生活習慣の指導及び体調調整を図る場合、並びに身体上、精神上または環境上の理由により一時的に家庭で生活することが困難な場合に、当該高齢者が一時的に特別養護老人ホームに入所します。 ※介護保険「非該当」となった方 ○一部負担金 施設利用料 介護保険相当額 / 日　　居住費、食費等は実費
ホームヘルパー派遣事業	おおむね 65 歳以上の虚弱高齢者、難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣して、家事援助、身体介護を行います。 ※介護保険「非該当」となった方 １時間以内 / 回（週１回） ○一部負担金 250 円 / 時間（家事援助）430 円 / 時間（身体介護）
在宅老人デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対して社会参加の機会として、デイサービスセンターへの送迎、健康チェック、給食サービス、趣味活動などを提供します。（週１回） ※介護保険「非該当」となった方 ○一部負担金 730 円 / 回
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等を対象者として、緊急時に、警備会社に通報・連絡し、万一の安全を確保します。 ○一部負担金 500 円 / 月 （前年度所得 200 万円以下の世帯に属する方は無料）
老人福祉車購入補助金交付事業	歩行困難な高齢者が老人福祉車を購入する際、その費用の一部に対し補助金を交付します。 ○購入費用 ×1/2（最高５千円）
福祉カード交付事業	顔写真入り証明カードを発行し、高齢者がカードを提示することにより、名古屋港水族館など各施設で入場料その他の割引等が受けることができます。 裏面に緊急連絡先等を記載するようになっています。
老人無料入浴制度事業	福祉カードの交付を受けた高齢者に対し、無料入浴利用券交付申請により入浴利用券を発行します。 ○月２回までの利用

（平成 27 年３月現在）